

令和7年度 標準時間保育確認 延長 保育 申請書

保育所(園)・認定こども園長 宛

申請日 令和 年 月 日

住所 各務原市

保護者 氏名

保育所等 施設名		電話 () -	
児童名 生年月日	1	年 月 日生 才	
	2	年 月 日生 才	
	3	年 月 日生 才	
申請理由	1 保護者や同居の家族が居住外労働に従事しており、勤務時間が下記のとおりであるため。 2 その他()		
父	氏名	勤務先(会社名)	
	勤務時間	平日 時 分 ~ 時 分 土曜日 時 分 ~ 時 分	
	保育所等から職場までの通勤時間及び通勤方法		約(分) 徒歩・自転車・バス・自家用車・電車
母	氏名	勤務先(会社名)	
	勤務時間	平日 時 分 ~ 時 分 土曜日 時 分 ~ 時 分	
	保育所等から職場までの通勤時間及び通勤方法		約(分) 徒歩・自転車・バス・自家用車・電車
(同居 その他 家族)	氏名	<続柄> 勤務先(会社名)	
	勤務時間	平日 時 分 ~ 時 分 土曜日 時 分 ~ 時 分	
	保育所等から職場までの通勤時間及び通勤方法		約(分) 徒歩・自転車・バス・自家用車・電車
* 証明欄	上記、主たる送迎者(父・母・その他)の勤務先、勤務時間は事実と相違ありません。		
	事業主 所在地 名称 電話 () -		
保育 申請 時間	平日 時 分 ~ 時 分 土曜日 時 分 ~ 時 分		
	その他 特記事項 () ★(注)勤務時間+通勤時間=申請時間で記載してください。そうでない場合は必ず特記事項欄に理由を書いてください。 公立保育所へ入所する場合は、入所決定後に別途「土曜日保育用就労証明書」を直接公立保育所へご提出ください。		

上記勤務時間等のため、(月 日)から標準時間・延長保育を必要と認める。

年 月 日

保育所等施設名

保育所等園長

《保育短時間・保育標準時間・延長保育について》

保育時間は、保護者の就労時間などによる保育の必要性に応じて「保育短時間」「保育標準時間」で区分し市が認定します。

●保育短時間

以下の時間内で保育が必要な場合（最大8時間）

保育所等	月曜日～金曜日	土曜日
私立（川島地区以外）	8:30～16:30	8:30～11:30
私立（川島地区）	8:00～16:00	8:00～12:00
公立	8:30～16:30	

●保育標準時間

保育短時間を超えて保育が必要な場合（朝の開園時間から最大11時間まで）

●延長保育

認定を受けた「保育短時間」「保育標準時間」の区分を超えて保育が必要な場合（居宅外労働を原則とする）

【保育標準時間】

保育標準時間（11時間）	延長 （1時間） ㊦
--------------	------------------

【保育短時間】

延長 ㊥	保育短時間（8時間）	延長 ㊧	延長 （1時間） ㊩
---------	------------	---------	------------------

（延長保育料）

区分	月 額		日 額	
「保育標準時間」の認定を受けている方 ㊦	30分	1,800円	30分あたり200円	
	60分	2,600円		
「保育短時間」の認定を受けている方			保育標準時間内㊦㊧	あわせて200円
			保育標準時間外㊩	30分あたり200円
開園時間超過の料金	※施設によって異なります。直接お問合せ下さい。			

・保育標準時間、延長保育のご利用を希望される場合は、「標準時間保育確認・延長保育申請書」を希望する月の前月20日までに保育所等へ提出して下さい。

・保育料基準額表に定めるA階層及びB0階層に属する世帯については、延長保育料が免除されます。

・A階層及びB0階層以外の階層に属する世帯のうち、多子軽減により保育料が免除（0円）されている場合も、延長保育料が必要となります。